

02_【メーカー】 タノミマスターデモ画面利用規約 新旧対照表 ※主要な変更点のみ記載しております。

新	旧	備考
第11条（秘密保持義務） 1. 本条において秘密情報とは当社がユーザーに対して開示する画面のユーザーインターフェース、資料、データ、図面、製品及び試作品等の一切の情報並びに当社のガス事業に関わる一切の情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報から除外するものとします。 ．．． 2. ユーザーは、当社から開示された秘密情報を秘密に保持し、本目的を達成するために当該秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員にのみ取り扱わせるものとし、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏洩することはできません。ユーザーが、当社の書面による承諾を取得し、秘密情報を第三者に開示しようとする場合、ユーザーは開示に当たって第三者に対して自己が負う義務と同等以上の守秘義務を課すものとし、且つ第三者による守秘義務違反は、ユーザーの義務違反とみなされるものとします。 ．．． 3. ユーザーは、前項にかかわらず、法令上の秘密保持義務を負う弁護士、公認会計士等に対しては、当社の事前の承諾なく、合理的に必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。 4. 第1項にかかわらず、ユーザーは裁判所の判決若しくは命令、又は法令に基づく行政機関からの命令若しくは処分によって秘密情報の開示の要請を受けた場合、当社に対し、開示要請を受けた旨及びその内容を速やかに通知した上で、開示の範囲を最小限にとどめることを条件として開示することができます。 5. ユーザーは、当社から開示された秘密情報を、本目的のために必要不可欠な範囲を超えて、複製又は複写できません。ユーザーは、複製又は複写した秘密情報も秘密情報として取り扱うこととします。	1. 本条において秘密情報とは当社がユーザーに対して開示する画面のユーザーインターフェース、資料、データ、図面、製品及び試作品等の一切の情報、当社のガス事業に関わる一切の情報並びにユーザーが当社に対して開示するユーザーが利用するシステムに関する一切情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報から除外するものとします。 ．．． 2. 当社およびユーザーは、相手方から開示された秘密情報を秘密に保持し、本目的を達成するために当該秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員にのみ取り扱わせるものとし、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏洩することはできません。当社またはユーザーが、相手方の書面による承諾を取得し、秘密情報を第三者に開示しようとする場合、当社またはユーザーは開示に当たって第三者に対して自己が負う義務と同等以上の守秘義務を課すものとし、且つ第三者による守秘義務違反は、自らの義務違反とみなされるものとします。 ．．． 3. 当社およびユーザーは、前項にかかわらず、法令上の秘密保持義務を負う弁護士、公認会計士等に対しては、相手方の事前の承諾なく、合理的に必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。 4. 第1項にかかわらず、当社およびユーザーは裁判所の判決若しくは命令、又は法令に基づく行政機関からの命令若しくは処分によって秘密情報の開示の要請を受けた場合、相手方に対し、開示要請を受けた旨及びその内容を速やかに通知した上で、開示の範囲を最小限にとどめることを条件として開示することができます。 5. 当社またはユーザーは、相手方から開示された秘密情報を、本目的のために必要不可欠な範囲を超えて、複製又は複写できません。また、複製又は複写した秘密情報も秘密情報として取り扱うこととします。	(変更)
(新設)	第17条（業務の委託） 1. ユーザーは、当社に対して、本サービスに用いられるシステムとユーザーが利用しているシステムを連携させることを求めることができます。この場合、当社が次の事業者（以下、「委託先」という。）に対して当該連携に関する業務を委託することができるものとします。ユーザーが、当社にシステムの連携に関する情報を開示することをもって、当社が委託先に業務を委託することに同意または承諾したものと見做します。 委託先の表示 商号：株式会社雲の宇宙船 本店：東京都渋谷区代々木四丁目3 1 番 8 号 2. 当社は、委託先に対して、第11条（秘密保持義務）に基づき当社がユーザーに対して自己が負う義務と同等以上の守秘義務を課すものとし、且つ委託先による守秘義務違反は、当社の義務違反と見做されることとします。	